

---

令和4年度第1回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和4年4月12日(火) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子	
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一	
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子	
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝	
	8番	田中	正則	9番	山寄	幸臣	
	10番	中田	典昭	11番	山根	祐一	

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野	大樹		
	荻原	晴雄	栄田	正温		
	井上	善雅	上田	正人		
	佐藤	洋一	山本	知司		
	上月	清	保田	公範		
	公賀	義高	白岩	義広		

4. 欠席委員 小椋 武 西村 昭二 竹内 俊雄

5. 議事日程

- |    |            |                               |       |     |       |
|----|------------|-------------------------------|-------|-----|-------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 10番                           | 中田 典昭 | 11番 | 山根 祐一 |
| 第2 | 報告事項1      | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について      |       |     |       |
|    | 2          | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について     |       |     |       |
|    | 3          | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について |       |     |       |
| 第3 | 議案第1号      | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について     |       |     |       |
| 第4 | 議案第2号      | 農用地利用集積計画案の決定について             |       |     |       |
| 第5 | 議案第3号      | 農用地利用配分計画案について                |       |     |       |
| 第6 | 議案第4号      | 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について          |       |     |       |
| 第7 | その他        |                               |       |     |       |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾崎 千穂  
主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）  
 本日の欠席者は、小椋委員、西村推進委員、竹内推進委員 3名です。  
 農業委員 出席者数 13名  
 農地利用最適化推進委員 出席者数 12名  
 定足数に達していますので、令和4年度第1回八頭町農業委員会を始めます。  
 今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。  
 開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）  
 日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、10番 中田典昭委員、11番 山根祐一委員をお願いします。  
 次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

西田委員

令和3年度（第17回）女性の農業委員会活動推進シンポジウム（オンライン開催）について  
 ※西田委員、綾木委員及び谷尾委員視聴、報告内容は省略

議長（会長）

その他ございませんか。無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。  
 報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。  
 今月は7件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。  
 報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。5ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は12件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。  
 報告3 公共事業の施工に伴う附属施設設置に係る農地転用報告について。6件の該当事業がありました。8ページをご覧ください。  
 林地荒廃防止工事ほか八頭県土事務所所管工事の現場事務所、仮設道路等5件、町道大隼線改良工事の工期延長に伴う現場事務所の合計6件です。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きますして、日程第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。
事務局	<p>受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。          受付番号1-1について説明をします。</p> <p><b>【議案第1号 受付番号1-1 朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地 東地内          登記地目：畑 現況地目：畑          面積 38 m<sup>2</sup></p> <p>所有権移転による露天駐車場を目的とした転用です。          場所、図面など資料については、議案書の2ページから5ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の2ページから4ページに図面を付けていますが、東二集落内に位置する農地になります。土地利用計画図は5ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、子どもたちの同居に伴って自宅の近くに自動車3台分の駐車場を整備したいとのこととです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、住宅等が連たんする区域内的の農地で、第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しを確認しました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側と西側、北側は宅地、南側は道路に隣接しており、同意は得られています。雨水は自然流下で既設道路側溝へ放流します。汚水は発生しません。区長の同意は得</p>

事務局	<p>られております。</p> <p>日照、通風についてですが、建築物はないため周辺農地への影響はないと考えます。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては 14番 西田悦子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
西田委員	<p>報告いたします。4月9日に現地を確認いたしました。譲渡人は不在で電話での確認となりました。譲受人とは現地を確認しました。面積も大変狭いのですが、今現在はお花と植木が植わっている状態です。これを全部取って整地するとのことでした。今現在は所有する3台の車が置ききれなくて雪の時など除雪の邪魔になることから譲渡人と話をして了解を得たとのことでした。お互いの了解のもと、ずいぶん前から話をすすめていたとのことでしたし問題ないと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（挙手多数）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>続きまして、受付番号2-2について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 2-2 について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号 2-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 郡家地内</p> <p>登記地目：田 現況地目：田</p> <p>面積 628 m<sup>2</sup>の内 68.47 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地 郡家地内</p> <p>登記地目：田 現況地目：田</p> <p>面積 2,008 m<sup>2</sup>の内 1,086.32 m<sup>2</sup></p>

事務局

土地の所在地 郡家地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積 654 m<sup>2</sup>  
土地の所在地 郡家地内  
登記地目：田 現況地目：田  
面積 1,368 m<sup>2</sup>

使用貸借による埋蔵文化財発掘調査を目的とした転用です。

場所、図面など資料については、議案書の6ページから9ページに付けています。

場所については、議案書の6ページから8ページに図面を付けていますが、賀茂町集落の南側に位置する農地になります。土地利用計画図は9ページに付けています。

転用理由につきましては、建築条件付売買予定地の整備のため過去の埋蔵文化財発掘調査の結果を受け、この度八頭町教育委員会事務局社会教育課より埋蔵文化財発掘調査の実施を求められているためです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、郡家駅から300m以内の農地で、第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、八頭町教育委員会事務局の令和4年度予算書より確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は田、水路及び道路、西側と北側は水路、宅地及び道路、南側は水路及び宅地に隣接しており、同意は得られています。雨水は自然流下で農業用水路へ放流します。水利権者の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建築物はないため周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、私、横山が事前調査を行いましたので、報告をさせていただきます。

農地法第5条申請についてですが事務局の説明のとおりでございますが、貸渡人のA氏、B氏の土地に係る埋蔵文化財発掘調査でございます。30アール以上の転用となりますので鳥取県農業会議の常設審議委員会で審議される案件でもあります。

貸渡人のA氏、B氏には4月3日に聞き取りをしております。両者とも遺跡調査についての説明は受けており承諾されていることがわかりました。借受人である法人については4月6日に聞き取りを行いました。今回は一時転用ということで農地を借り受けての遺跡調査ということでございました。借受人である法人の担当者からは申請内容について間違いございませんとの回答を受けています。遺跡調査に問題がなければ農地転用の申請が正式に出されることとなります。以上、手続き上については問題ないと思っておりますのでよろしくをお願いします。

この件につきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。

今井委員

3番の今井です。9ページの土地利用計画図に発掘範囲と深さが示されていますが、甘土を40センチ取ってその後でバックホウ等で掘削するのでしょうか。教えてください。

議長（会長）

事務局どうぞ。

事務局

失礼します。過去に行った試掘調査において表土から約30センチの所に包蔵物があるとの結果が出ております。概ね30センチから40センチ掘って調査します。バックホウというより手で掘っての調査になると思います。

今井委員

上からの40センチでしょうか。甘土を取ってから40センチでしょうか。

議長（会長）

事務局どうぞ。

事務局

表土を基準にしまして30から40センチ掘ります。その後の掘削はありません。

今井委員

甘土とは普通の田んぼの黒い部分になります。それでいいのでしょうか。

事務局	表土から30センチの部分を取ってしまえば包蔵物が出てくると試掘で判断されたものだと考えます。
議長（会長）	以前に調査を行った第一工区では30センチ掘ったところで遺跡らしきものが見えてきてさらに調査したこともあるようでございます。これはケースバイケースで30センチ以上掘ってはならないことにはならないと思います。
今井委員	ここは第3種農地では場整備が行われていない区域ですね。わかりました。
議長（会長）	その他、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 以上で議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。
事務局	<p>続きまして、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から令和4年3月31日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 今月は通常の利用権が、新規5件、更新1件、合計6件です。面積は、田のみで10,078.55㎡(8筆)です。 また、中間管理事業分が、新規6件、更新43件、合計49件です。面積は田が134,415㎡(88筆)、畑が400㎡(1筆)で、合計134,815(89筆)㎡です。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。</p>

議長（会長）	通常の利用権設定分、受付番号 1-1 から 6-6 について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。通常の利用権設定分 受付番号 1-1 から 6-6 について、申請どおり決定します。 続きまして、中間管理事業分 受付番号 1-1 から 49-49 について審議を行います。 この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号 1-1 から 49-49 について申請どおり決定します。 以上で議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。  続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 19 ページをご覧ください。 議案第 3 号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和 4 年 3 月 3 1 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号 1-1 から 80-80 について説明します。



---

事務局	<p>先ほどの議案第2号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 134,815 m<sup>2</sup> (89 筆) と、既に機構へ貸付けられている農地 104,296 m<sup>2</sup> (65 筆) の合計 239,111 m<sup>2</sup> (154 筆) を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。</p> <p>地域の担い手法人4社へ 184,457 m<sup>2</sup> (120 筆)、その他19名の個人耕作者へ 54,654 m<sup>2</sup> (34 筆) を配分するものです。以上です。</p>
議長 (会長)	<p>それでは審議を行います。初めに、整理番号4-4及び37-37を除く、整理番号1-1から80-80につきまして審議を行います。</p> <p>これらにつきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	<p>賛成多数と認めます。整理番号4-4及び37-37を除く、整理番号1-1から80-80につきまして、申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、整理番号4-4及び37-37についての審議ですが、これは山根委員に關係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により山根委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(山根委員退席)</p> <p>それでは整理番号4-4及び37-37について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	賛成多数と認めます。整理番号4-4及び37-37について申請どおり決定します。山根委員は入室してください。

---

議長（会長）	（山根委員入室）
	<p>以上で日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p>
	<p>続きまして、日程第6 議案第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について、審議をいたします。 これについて、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について説明します。議案書の37ページをご覧ください。地籍調査課が行った地籍調査の結果で、現況に合わせて職権で地目変更を行いますが、対象が農地の部分については、農業委員会へ通知し、意見を求めるというものです。</p> <p>今回は令和2年度と3年度に実施した地籍調査地域の大江、久能寺、郡家、西御門、市谷、郡家殿、大門、妻鹿野、が対象です。</p> <p>各地区の農地で登記簿上「田」「畑」等となっている筆について、地籍調査した結果、地目が農地以外のものとなった筆、また農地のままであっても、分筆や合筆、面積の変更がなされた筆について、記載されています。</p> <p>変更後の地目は、山林、原野、雑種地、公衆用道路、堤、宅地、用悪水路、墓地、水道用地、学校用地となります。</p> <p>農業委員会からの意見提出後は、地籍調査課において所有者への閲覧を行い、所有者の同意を得たうえで決定され、来年登記完了となります。</p> <p>地目変更を行っても問題無いと思われまますので、問題なしで回答したいと思います。以上です。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
今井委員	<p>現地調査年度及び法務局登記までの工程、期間について ※事務局説明、内容は省略</p>
明治委員	<p>農地変更調書の地籍調査後の土地の表示「農業委員会意見」欄の記載方法について ※事務局説明、内容は省略</p>
井上推進委員	<p>農地変更調書の地籍調査後の土地の表示「所有者の住所及び氏名又は名称」欄の記載内容について</p>

井上推進委員	<p>※事務局説明、内容は省略</p> <p>農地変更調書の地籍調査後の土地の表示「地目」欄の記載内容について</p> <p>※事務局説明、内容は省略</p>
今井委員	<p>国及び県を含む公共工事完了後の地目変更の状況について</p> <p>※事務局説明、内容は省略</p>
議長（会長）	<p>その他、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>以上で日程第6 議案第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更についての審議を終了いたします。</p> <p>続きまして日程第7 その他について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業委員会活動記録の記載方法の変更について</li> <li>●県東部農林事務所長通知に係る対応方針について</li> <li>●資料提供等             <ul style="list-style-type: none"> <li>・別段面積（下限面積）の告示について</li> <li>・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要について</li> </ul> </li> <li>●違反転用案件について</li> <li>●次回の農業委員会開催日時について             <ul style="list-style-type: none"> <li>■5月13日（金）13時30分から</li> <li>■船岡地区公民館大集会室</li> </ul> </li> </ul> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>（なし）</p>

議長（会長）

無いようですので、以上で第1回農業委員会を終了します。

終了（16時10分）